

## ノンイミグラント ED (国立・私立以外の教育機関)

来館前に、必ず事前予約【VABO】<http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/>を行ってください。

申請時間：9 時 30 分～11 時 30 分 - 休館日は HP ([www.thaiconsulate.jp](http://www.thaiconsulate.jp)) をご確認下さい。

受領時間：13 時 30 分～15 時 00 分 - 書類不備がなければ 3 営業日後（申請日を含む） の受領となります。

(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に  
関しましては、少なくとも 45 日～60 日のビザ取得日数が必要です。)

入国目的	タイ教育省に教育機関として登録している私営もしくは会社経営の学校 (語学学校、ムエタイのトレーニング学校、料理学校など)への入学目的で 入国・滞在する場合	入国情数	シングル (1 度のみ入国可能)
	※大学付属の語学学校に入学する場合は、 <a href="#">ノンイミグラント-ED (国立もしくは私立)</a> の必要書類をご確認ください。	ビザ有効期限	発行日から 3 か月
		入国情後の滞在可能期間	入国情日から 90 日
		ビザ申請料金 (現金のみ)	10,000 円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>提出した航空券 (e チケット) または航空券予約確認書の入国情日に必ず入国情すること。</li><li>タイ入国情後、入国情管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて 滞在を希望する者は、タイ入国情管理局で滞在期間の延長を申請可能です。</li><li>一旦受理した書類は一切返却致しません。</li><li>ビザ申請料は返金できません。</li><li>タイ王国大阪総領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する 権限を有します。</li><li>ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせが あっても回答できません。</li><li>詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適格となります。</li><li>必要書類は、事前の通知なしに変更することができます。</li></ul>		

### 必要書類

#### 1. パスポート 原本 および コピー

- 有効期限が 6 ヶ月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が 2 ページ以上あるもの

#### 2. ビザ申請用紙 ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/Application\\_Form.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Application_Form.pdf))

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 3. 証明写真 1 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書に貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

### 4. 経歴書 ( [http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/personal-history.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/personal-history.pdf) )

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

### 5. ビザ発行を要請するタイ側の教育機関発行の招聘状 (Invitation Letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 教育機関のレターへッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず申請者名、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 公印が捺印されており、代表者（サイン権保有者）の直筆署名（電子署名は不可）を含むこと

### 6. ビザ発行を要請する日本側の教育機関発行の推薦状 (Recommendation Letter)

- 必ず原本であり、英文で記載されていること (PDF、コピー、ファックスは不可)
- 教育機関のレターへッド入りの用紙であること
- 宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- 内容には必ず申請者名、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの種類が記載されていること
- 公印が捺印されており、代表者（サイン権保有者）の直筆署名（電子署名は不可）を含むこと
- タイの教育機関に直接入学し、所属している日本の教育機関がない場合は、**身元保証書原本 (Guarantee letter)** と**保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピー**を提出すること

身元保証書 ( [http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/Guarantee\\_Letter.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Guarantee_Letter.pdf) )

- 身元保証人は、20 歳以上で正規日本居住（外国籍の場合は永住権所持者）、申請者の個人情報を確認することができる、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード（永住者のみ）の裏表コピーを提出すること
- 英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

### 7. タイ教育省発行の教育機関としての設立許可書コピー

### 8. タイ教育機関発行のレッスンスケジュール

- 1 週間のレッスンスケジュールの詳細が確認できること

### 9. 授業料の支払い済み領収書コピー

### 10. 申請者名義の英文の残高証明書 原本

- 預金通帳のコピーは使用できません
- 発行から 1 か月以内のもの（最新の残高が確認できること）

## **11. タイ滞在期間中の滞在先を証明する、以下 11.1-11.4 の該当する書類**

11.1. ホテル予約確認書

11.2. アパート、マンション、コンドミニアム所有者は、所有権利書のコピー

11.3. アパート、マンション、コンドミニアムを賃貸している者は、賃貸借契約書のコピーと家主の身分証明書コピー

11.4. タイ滞在中の友人/家族宅へ滞在する場合、以下 A-D の該当する全ての書類

A. タイ滞在中の友人/家族からの手紙（内容には、手紙の作成者名、ビザ申請者との関係性、滞在先住所、

滞在期間、連絡先、作成者の直筆サインが記載されていること。）

B. タイ滞在中の友人/家族名義のアパートやコンドミニアムの賃貸借契約書 もしくは 所有権利書のコピー

C. タイ滞在中の友人/家族の身分証明書コピー

▶ タイ人の場合はタイ国民身分証明書（ID カード）コピーとタイ住居登録証の住所面と氏名記載面のコピー

▶ 外国籍の場合はパスポートの顔写真ページコピー、有効期限のある滞在許可ページコピー、タイに就労している場合は、有効期限のある労働許可証(ワークパーミット)のページコピーを提出すること

D. タイ滞在中の者が家族の場合は、家族関係を証明する公的書類

▶ 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）

▶ 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、その国での婚姻証明書コピーと英文翻訳文、または出生証明書コピーと英文翻訳文

## **12. タイで勉強する目的を記入した説明文**

● 英文で作成してください

● フォーマットの指定はありません

## **13. 20 歳未満の申請者の場合は、以下の (1) と (2) の全ての書類**

(1) 保護者の身元保証書原本 (Guarantee letter) と保護者の署名入りのパスポートまたは運転免許書裏表のコピー  
身元保証書（[http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa\\_pdf/Guarantee\\_Letter.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Guarantee_Letter.pdf)）

▶ 英文身元保証書（Guarantee Letter）の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること

▶ 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書（Guarantee Letter）に署名したものと同一の自筆の署名をすること

▶ 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カードのコピーを提出すること

(2) 申請者と保護者の家族関係を証明する公的書類

● 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）

● 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での出生証明書コピーと英文翻訳文

## **14. 航空券（e チケット）または 航空券予約確認書コピー**

● 航空会社もしくは旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

## 日本国籍以外の申請者の追加書類

### 15. 在留カードの裏表コピー（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 ヶ月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

### 16. ビザ申請用紙 および 証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は ビザ申請用紙 および 写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は ビザ申請用紙 および 写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。

ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジヤタイ王国大使館で認証を受けてください。